

地区番号：13 地区名：家山 旧川根町文書目録

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
1 17	B 2	記載なし	(前々川成荒地書上)	○記載なし ●記載なし	堀の内、渡島、鍋島、北、中河内、川口、久奈平、丹原、という所謂旧身成村内における川成・荒地を、上・中・下・下々の畑に分類し、また川成・荒地化した年一寛政元・2・10年、享和元・文化・文政・天保一を載せている。		原本	綴り	1		上113
2 76	D 2	8月8日	覚	○平口五郎右衛門 ●岡野谷松兵衛	次の3点を記載。①夫食小前帳1冊、御役判3つ、以上預かる。この御用向きに着き、私が出府すべき処、昨日よりか風邪で病床にありお勤め困難、どうするか奥組合とも相談してみる。②中条(20軒仲間)より案内金届く。今日御地(上河内)の使いの者に10両渡したので請取り願う。なお仕切りの事は不明だが、中条より15両送って来た。③村入用帳3冊、これを島田役所が取りに来たので渡す。		原本	状	1		上113
3 9	D 3	記載なし	記 (出費書上げ)	○記載なし ●記載なし	記載例:①足病の節、五郎兵衛へ飯炊賃1分、②万福寺への世話料、③隠居僧への餞別……等、全部で7項目を挙げ、合計金2両3分・500文を啓上している。		原本	状	1		上113
4 13	D 3	記載なし	記 (出納簿)	○記載なし ●記載なし	次のようなことが記載される。1、金1両2分・184文、入用取替。1、申8月、金2分2朱、寺渡し、お寺預かりの分の内。1、1貫200文、木挽日雇取替、……と展開。申年～辰年の9年間を1冊にする。2冊目は巳年から始まり戌年迄の6年間を記載する。「彦三郎控」として、同じタイプの横帳帳面2冊を綴じる。	横帳2冊を一括し綴じる。	原本	綴り	1		上113
5 28	D 4	安政3年10月 (1856年)・辰	当村家名書覚帳 家山村諸田儀兵衛	○松原氏(裏表紙) ●記載なし	作右衛門から惣右衛門まで家名94名を書上げる。外に、寺3ヶ所＝三光寺・西法寺・正福寺を記載。	丁数10枚	原本	縦帳	1		上113
6 40	F 1	5月10日 ・子	書状(前欠)	○細井伊左衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	お茶、今日発送、請取状をもらいたい。勘定は私が御地に行ったときに。		原本	状	1		上113
7 52	F 1	7月11日 ・子	覚	○中平:西野増右衛門 ●岡ノ谷松兵衛	茶5本、但し、身成村渡し、代金4両1朱、内4両請取。		原本	状	1		上113
8 107	F 1	正月26日 ・丑	書状一包紙入り一 (金子借用願)	○久名平:次臘吉 ●上河内:岡野谷松兵衛	去る11月、金2分、椎茸手に借用したが、当春も金2分、無心申したくお願いする。なお勘定は当春に椎茸全部指上勘定済ませることとする。これ何卒お願い。		原本	状	1		上113
9 57	F 1	10月12日 ・丑	書状 (仕切直段が下値なることの詫び状)	○小津次郎左衛門(江戸大伝馬 二十軒仲間) ●岡野谷松兵衛	仕切書を送付した。ところが当店の仕切りは下値だと聞いて驚いている。世間並みにしたつもりであったが、お詫びのしようもない。この不始末お許し願いたい。今後も積み出しを頼む。新茶前金5両を送るので御入帳の程。	折り目に虫喰いあり	原本	状	1		上113
10 48	F 1	5月16日 ・卯	覚	○山本嘉兵衛(二十軒仲間) ●駿洲:岡野谷松兵衛	金15両也、これは茶荷物内金として納める。着次第受取り、これを入帳の程。		原本	状	1		上113
11 64	F 1	5月21日 ・卯	(積付状)	○焼津港 徳田屋甚四郎 ●岡野谷松兵衛	本店吉右衛門乗り(船)、積付け、山本嘉兵衛(江戸二十軒仲間)行き。以上の通り、積み入れ出帆することを報せたもの。		原本	状	1		上113
12 63	F 1	6月7日 ・卯	積付	○焼津湊:岡部屋与左衛門 ●岡野谷松兵衛	渡中孫四郎乗り(船)にて、長崎畝兵衛行き上茶2本、長井利兵衛(江戸二十軒仲間)行き、上茶1本、山本嘉兵衛(江戸二十軒仲間)行き、上茶1本、計4本、以上積立出帆、とある。別の1通は松村惣左衛門乗りの船出帆を報せる書状。		原本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
13 75	F 1	11月21日 ・卯	御證	○同本市平 ●岡野松兵衛	1番茶、1荷、慥に請取、とする受取状。		原 本	状	1		上113
14 102	F 1	4月17日 ・午	書状	○登福寺納所 ●上 岡野谷松兵衛	当方拙寺、新茶が出来たので今日差上げる。お改めの上入帳をお願いする。		原 本	状	1		上113
15 103	F 1	9月16日 ・未	覚 (仕切状)	○板屋与五郎(二十軒仲間) ●岡の谷松兵衛	金3両・1貫1分4りの仕切金。		原 本	状	1		上113
16 92	F 1	正月15日 ・酉	覚 (請求書)	○いづみ屋 長七 ●上河内村:岡野谷松兵衛	岡野家がいづみ屋に注文した食品類を列举する(直段とともに)。月日の記載はない。その記入例:キダイ(鯛)・中鯛・大鯛、白くち(大中)、さわら、あら(大)、いか、ふぐ、かまぼこ等の魚類から人参・牛蒡・からし・するめ・わかめ等、合計金842文。		原 本	状	1		上113
17 96	F 1	12月4日 ・酉	覚	○平四郎 ●上河内:岡野谷松兵衛	・12月29日 金30両也、・同月日 金20両、計金50両。来る戌5月初、以上の通りお取替えるので、お改めの上御入手されたし、と記載。		原 本	状	1		上113
18 104	F 1	6月20日 ・戌	覚	○得七 ●岡のや御氏様	・金3分1朱 助蔵殿分、・金1両 孫太夫殿分 ・金3分3朱 甚右衛門殿分、計金2両3分也、以上確かに預かり、不足もないので通常通り渡した、とある。裏面に、甚右衛門・孫太夫・助蔵等から集めた荷物が、いかほど江戸の住吉屋へ行き、また長利(長井利兵衛)行くか、についての記載あり。同様の記載様式のものももう1通ある。		原 本	状	2		上113
19 111	F 1	7月8日 ・戌	覚	○かち町笑子屋安右衛門(藤枝) ●上河内:上 様(岡野谷松兵衛)	「1、夏子稚茸1本、四八かえ、6斗2升入り、代金3両1分2朱、内金2両渡し済み、差計金1両1分2朱、以上、仕切相住み」とある。		原 本	状	1		上113
20 98	F 1	2月26日 ・亥	(仕切状)	○住吉屋利兵衛 ●岡野谷松兵衛	「仕切小判五拾八目割」とする仕切状である。これには品目ごとに直段を付け、最後に品目総合本数とその金額が記載される。品目には、「忠二・市・長・加」とあり、その計金4両1分・8匁6分2厘、となっている。更にそれに、運賃・口銭・飛脚賃などの費用分も記載する。	虫損目立つ	原 本	状	1		上113
21 99	F 1	正月 2日	書状 (いわゆる年賀状)	○江戸 板屋與兵衛(二十軒仲間) ●駿洲藤枝三度屋十兵衛迄、岡野屋松兵衛参人々御中	新春、岡野谷家の健康・越歳を慶び、当方板屋店も無事加年したことを伝え祈詞としている。	包紙入り	原 本	状	1		上113
22 47	F 1	正月 2日	書状	○江戸 板屋與兵衛(二十軒仲間) ●駿洲上河内:岡野谷松兵衛	紙貼り付き、紙の開閉不可。		原 本	状	1		上113
23 67	F 1	正月 6日	書状(包紙入り)	○本町4丁目:大橋太郎次郎(二十軒仲間) ●村越重助	二十軒仲間の一人からの年始の挨拶(現在の年賀状)。		原 本	状	1		上113
24 80	F 1	正月 6日	書状(包紙入り)	○(伊勢町)中条瀬兵衛(二十軒仲間)、多兵衛・文兵衛 ●岡野谷松兵衛	年始の挨拶、年賀の祝詞を述べる。		原 本	状	1		上113
25 100	F 1	2月 6日	書状(包紙入り)	○小津六兵衛(二十軒仲間) ●岡谷松兵衛 松五郎・龍蔵参人々御中	ご承知のごとく、甚だ人なく、またまた新茶より後見(補佐)して勤めることになるが、よろしく願ひする、当年な面白い年になると、楽しみにしている。委細は後便にて申上げる。		原 本	状	1		上113
26 62	F 1	2月 8日	書状	○みなり:平口久左衛門 ●上川内:岡野谷松兵衛	先日御馳走になったお礼を申上げ、またその時お話しに出た笹間上紙のこと、平口両家分として1貫文お願いしたい。今日子どもをそちらに遣わすのでこの者に渡してもらいたい。	紙変色	原 本	状	1		上113
27 51	F 1	3月 2日	書状	○大伝馬:富田利兵衛(二十軒仲間) ●岡野や泰兵衛	当新茶のこと、これまで順当な気候であったのできつと見事な芽立ちではなからうか、当年は特に早く取り入れに成るのでは、と察している。出来次第早船にて積み出してもらいたい、との依頼状。		原 本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
28 65	F 1	3月 3日	書状(包紙入り)	○日本橋2丁目 山本嘉兵衛(二十軒仲間)・幸兵衛・庄兵衛・惣兵衛 ●駿洲か倭根上河内村:岡野屋松兵衛	当年も順気よくお茶の芽立ちも一段と上出来で、程なく茶摘で多忙になることを遠方(江戸)より察しつつ、新茶の出来次第至急積立て、船送りを願う。沢山の売茶を任せてもらいたいと伝える、なお荷物はあるだけ売りつくすので、お茶は余分に買い上げて送ってもらいたい、と報じている。	紙にシミ、破損あり	原本	状	1		上113
29 66	F 1	3月 4日	覚	○長井利兵衛(二十軒仲間) ●岡の谷松兵衛	金25両、これは新茶前金として送ったもの。	紙破損虫喰い・疲弊	原本	状	1		上113
30 87	F 1	3月 6日	書状(包紙入り)	○江戸堀留1丁目醬油売場:長崎瀬兵衛・善兵衛・善助 ●駿洲藤枝宿三度屋重兵衛様迄、岡の谷松兵衛	当新茶のこと、順気よく定めて見事に芽吹き、追々茶摘も始まるのではないか。新茶の出来次第沢山積出し下さるようお願いする。新茶が出回ると面白い直段も揃うのではなかろうか。入津次第油断なく売掛けるので、当店方へ多くの積だしをお願いしたい。		原本	状	1		上113
31 112	F 1	3月24日	書状	○かきや伝五郎 ●岡野谷松兵衛	水守村の米25俵を買い付けた。その為茗荷屋から送金された金子(30両)の内より14両拝借、米直段は勿論、直段18俵替にて買付ける。残金6両を届ける。		原本	状	1		上113
32 91	F 1	3月28日	書状	○大伝馬1丁目 茗荷屋善五郎(二十軒仲間)、外1名●岡野谷松兵衛	先達では初めて参上、御馳走を賜り有りがたい。お蔭で昨26日に下り着いた(江戸)、さて新茶の荷物出来次第多分に積送って貰いたい。売り捌きは油断なく出情して勤める。		原本	状	1		上113
33 53	F 1	4月 2日	書状	○いはりや:勘左衛門・茂助 ●岡谷松兵衛様御支配中内参人々御仲	当年は初春より順気よく、新茶の芽栄えなど一段と美しく出来たと思う。この茶、積立よろしく願いたい。売り捌きは精を出す。内金は茶積付け早々に送る。相場は上々の景気であるが、なるべく引き締めて茶の仕入れをお願いする。		原本	状	1		上113
34 95	F 1	4月14日	書状	○板屋与五郎(二十軒仲間)・庄兵衛 ●岡野谷松兵衛 参人々御中	庄兵衛を遣いとして御地に行かせた。そして荷物積の事もご承知いただいた。荷物は入津次第油断なく売り捌くので、次々と荷物を送っていただきたい。なお内金は入津次第送金する。当地(江戸)の新茶相場は相応の直段にて捌けている。当地の様子はまた報せる。		原本	状	1		上113
35 46	F 1	4月22日	覚	○富田利兵衛(二十軒仲間)(江戸大伝馬2丁目) ●岡ノ谷松兵衛	金25両、これは例年の通り、新茶前金として送金した。着次第改めて入帳されたし。なお沢山の積送りを願う。		原本	状	1		上113
36 115	F 1	閏4月	書状(包紙入り)	○山本嘉兵衛(二十軒仲間)(江戸日本橋)・民助・幸兵衛 ●岡野谷松兵衛	毎度荷物の積送り頂き感謝。今般茶荷物仕切金銀共に皆済し送付したので点検されたい。万一計算違いあらばお報せを乞う。早速訂正する。今後とも荷物のこと格別ご愛顧のほど。		原本	状	1		上113
37 114	F 1	5月 9日	書状(包紙入り) 表書き:駿洲藤枝三度屋重兵衛様迄、上河内:岡野谷松兵衛様行き 江戸より	○板屋与兵衛(二十軒仲間)(江戸) ●岡の谷松兵衛 参人々御中	新茶荷物至急積送りくだされ感謝。別紙の通り印判(仕切書)を送ったので帳面引合せをお願い。入津の時は慎重に売り捌くので今後も宜しく。		原本	状	1		上113
38 116	F 1	5月15日	書状	○板屋与兵衛(二十軒仲間)・孫兵衛・平兵衛 ●岡の屋松兵衛	新茶荷物の積み出しのこと、至急にとお願いしたところ御承引くだされ感謝。荷物入津次第丁寧に気持ち引締めて売り捌く。尚金子についてもそちらのご指示があり次第早々に送金する。		原本	状	1		上113
39 89	F 1	6月 2日	書状	○長井利兵衛(二十軒仲間)・平兵衛 ●岡ノ谷松兵衛	先達て以来の追々の荷物入津、水揚げして大切に売りつけている。金10両を送るので確かめて欲しい。手廻り次第〇印(仕切状)を送る。荷物積立は今後も願いたい、昨年よりは相場が甚だ下景気なので、なるべく安値で買い集めて貰いたい。こちらの様子は追々報せる。		原本	状	1		上113
40 74	F 1	6月 2日	書状	○小津次郎左衛門(二十軒仲間)・亦兵衛・弥兵衛・文兵衛 ●岡谷松兵衛御衆中様 参人々御中	積送荷物(お茶)、この度無事入津、受取る。別紙に印付し送付(仕切状)したので御覧あれ、お礼願う。今後も出来次第急船にて送られたし。先ずは入津案内方々今後のお願いまで。		原本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
41 79	F 1	6月12日	書状	○中村三郎左衛門(二十組仲間)・次郎・勘助 ●岡野谷松兵衛	茶荷物のこと、追々積み出し頂きたい、別紙の通り送ったので、入帳して頂きたい。更に多く積送り頂きたい。仕切りについては油断なく行方。	紙の上下にシミあり。	原 本	状	1		上113
42 42	F 1	6月12日	書状	○長崎瀬兵衛・善兵衛・善助 ●岡の谷松兵衛	荷物の積立、これ無事入津、その子細は別紙の通り、今後も荷物積み入れ宜しく頼む、とする荷物到着の通知と、今後の積送り依頼をしている。		原 本	状	1		上113
43 41	F 1	6月15日	書状	○長崎瀬兵衛 ●岡野谷松兵衛	荷物(茶?)、沢山に積送りを願う。		原 本	状	1		上113
44 113	F 1	6月22日	書状(包紙入り)	○長崎(長崎屋)瀬兵衛・善兵衛・善助 ●岡の谷松兵衛、参人々御中	今度の荷物、別紙紙面の通り無事入津、安心の程を。直段については、精誠・丹精致し、売却するので、今後ともご最願を願う。		原 本	状	1		上113
45 56	F 1	6月29日	書状(包紙表書:駿洲藤枝宿三度屋重兵衛迄、岡野谷松兵衛様、金20両包添要用)	○伊勢町:中条瀬兵衛(二十軒仲間)・文兵衛・長兵衛・得兵衛 ●岡野谷松兵衛様 人々御中	荷物(茶)相変わらず積み出し下さり有りがたい。なお今後も沢山積出しを願う。先日内金の要望あり、此ほど20両ほど送る。そうすると積出荷物の方が不足となるので、この分の積み出しをお願いしたい。	包紙入り	原 本	状	1		上113
46 86	F 1	7月 2日	書状	○板屋与兵衛(二十軒仲間)・彦兵衛 ●岡野谷松兵衛	先日より追々荷物を積送り下さりお礼。その荷物は無事入津、その分の印付して送ったので到着次第帳面引合をお願いする。なお今後の荷物のことも積送りよろしく願う。		原 本	状	1		上113
47 83	F 1	8月 2日	書状(包紙入り)	○板屋与兵衛(二十軒仲間) ●岡野谷松兵衛	御困荷物(お茶)、沢山持ち合わせありとのこと承り、至急お願いした。その所持するお茶、上・下、何によらず積み送って欲しい。こちらは近年まれなる上景気、入津荷物は蔵入り間もなく売り捌ける始末。ところで御地(上河内地区)での仕入れは高直で大変だとか。とにかく沢山積送って貰いたい。金子のことは心配無用、積付けを報せてくれれば直に送金する。これに限らず、金子入用の時は直に送金するのでその旨報せて欲しい。とにかく積送り方よろしく。	包紙破損	原 本	状	1		上113
48 69	F 1	8月15日	仕切	○小田原屋伊八 ●岡野谷松兵衛	仕切書面相違なく渡したことを伝える文書。		原 本	状	1		上113
49 88	F 1	8月22日	書状	○板屋與兵衛(二十軒仲間)・彦兵衛 ●岡野谷松兵衛 参人々御中	追々積送りして下さる荷物無事入津した。別紙の通り印付して差し送るので到着次第、帳面と引合を願う。今後も荷物送りをお願いする。気を引締めて売り捌く覚悟、これからは任せて欲しい。		原 本	状	1		上113
50 121	F 1	8月26日	書状(包紙入り)	○中条瀬兵衛(二十軒仲間)・徳兵衛・久治郎 ●岡野谷松兵衛	積送りいただいた荷物、無事入津、この荷物は別紙の通りである。尚、あとあと荷物も沢山積送りいただきたい。		原 本	状	1		上113
51 97	F 1	9月 2日	書状	○小田原屋長兵衛・庄吉 ●岡野谷松兵衛御店衆中	春子は多分に相場の高下がある。程なく出来る秋子は入津次第精出し売り捌く。追々こちらの様子をお知らせすることとする。(夏子のことにも触れる)。		原 本	状	1		上113
52 72	F 1	9月 6日	書状	○中村三郎右衛門(二十組仲間) ●岡野谷松兵衛	追々積送り(お茶)下さった荷物、これまで売りつけ精を出している。仕切書も送っている。この仕切状を送ったのでその引合をお願いする。このあと荷物をお送り願う。その仕切りにも精を出すので当方に任せて欲しい。		原 本	状	1		上113
53 94	F 1	9月 9日	書状	○大橋多郎次郎(二十軒仲間) ●岡の谷松兵衛	御地で積み入れた荷物、売捌き、この度その仕切目録を記し御地に送るので、確認をし、相応の利分にあずかるならば喜ばしい。	虫損あり	原 本	状	1		上113
54 110	F 1	9月12日	書状 (仕切状送りの事)	○伊勢屋伝兵衛・重兵衛・儀兵衛 ●岡野谷松兵衛御衆中 参人々御中	積送りくださった荷物、これ皆仕切り終わったので差し送る。参着の節は引合、一覽願う。御地は仕入れ高直と聞いている。当方もこれを承知し精を出している、御地の買い付けに損耗なく利益があればよいが願っている。今後も困り荷物の入津を待っている、その荷物は上・下すべてを当方宛に積送って貰いたい。		原 本	状	1		上113
55 120	F 1	9月12日	書状	○茗荷屋善五郎(二十軒仲間)・安兵衛・多助 ●岡野谷松兵衛	積みいれ荷物受取る。それで次にその仕切りを認め送った。着後はそれを改め受取りを貰いたい。困り荷物があるならなるべく沢山積送って貰いたい。	虫損あり	原 本	状	1		上113
56 77	F 1	9月12日	書状 (荷物売捌仕切状送り)	○茗荷屋善五郎(大伝馬)・徳兵衛・平兵衛 ●岡野谷松兵衛 参人々御中	①この度の荷物売り捌きの分、その仕切りを記して送るので受取りください。それ相応の利分があることを願っている。②相場は変わらない。ただ船間なので買う人が現れず隙である。ともかく荷物入津次第で相場は動くが追って通知する。荷物は多量にお送り願う。		原 本	状	1		上113
57 90	F 1	9月12日	書状	○幸崎屋五郎右衛門・直七・藤吉・柴藏 ●岡埜谷松兵衛参人々御中	荷物の仕切りを記し差上げる。着次第確かめて欲しい。		原 本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 上:原本 下:コ ピー
58 119	F 1	9月16日	書状	○長崎瀬兵衛・善助・平七 ●岡野谷松兵衛	荷物相変わらず追々に積立て送り下さり感謝。別紙通りに仕切りを記して送った。引合確認の程。あとあと荷物のことも相変わらずお願いします。		原 本	状	1		上113
59 101	F 1	9月16日	書状	○住よし屋利兵衛 ●岡野谷松兵衛	追々積送り来た荷物のこと、これを売り捌き、此度その仕切状を送った。着き次第入帳されたし。儲けになっていけばよいが……。あとあとの荷物沢山積み入れ下さるようお願いしたい。		原 本	状	1		上113
60 58	F 1	9月21日	書状 (仕切目録送り)	○長井利兵衛(二十軒仲間)・彦兵衛・芳兵衛 ●岡ノ谷松兵衛 御人々	夏より積送りいただいた荷物(お茶)無事入津、これを売り捌く。この仕切り目録書作成し送付した。着き次第調べてもらいたい。御地の方が高直とのこと、儲けになっているかどうか心配。なんとか利益になればよいが……。		原 本	状	1		上113
61 118	F 1	9月23日	書状	○長井利兵衛(二十軒仲間)・彦兵衛・ほか1名 ●岡の谷松兵衛	当夏積送り頂いた荷物、無事入津、売り捌きも終る。それで仕切目録書を送る。参着次第帳面引合頂きたい。困荷物のことは相変わらずご厚情の上沢山の積送りを願いたい。		原 本	状	1		上113
62 73	F 1	9月26日	書状(包紙入り)	○長嶋瀬兵衛・善兵衛 外1名 ●岡野谷松兵衛	この度の積荷物、その売りつけ分の仕切状を送ったので確認願う。さて当所の相場・直段は思わしくなく、揃わないのが実情。どうかそちらの仕入れ方は特に高直というので心配している。利益の上がるよう祈りつつ荷物の積送りを願う。	包紙破損	原 本	状	1		上113
63 105	F 1	9月26日	書状(包紙入り)	○長嶋屋吉右衛門 ●駿洲川根河内むら:岡乃谷松兵衛	是迄水揚げした荷物の分、別紙(仕切目録)を送ったので着き次第引合せ御覧ください。当年は直段通りには叶わず、値下げ売り捌きもある。仕切りも相場にかかからない面もある。		原 本	状	1		上113
64 55	F 1	10月 9日	書状	○山本加兵衛・七兵衛・和兵衛・市兵衛 ●岡野谷松兵衛	茶荷物仕切り目録書を送る。計算違いあれば報せてください。今後も変わらず茶荷物の積出しをお願いしたい。		原 本	状	1		上113
65 81	F 1	10月26日	書状	○茗荷屋善五郎(二十軒仲間)・伊八 ●岡野谷松兵衛 参人々御中	此度積送り頂いた荷物(お茶)、海上も無難に入港、別紙印付の通り水揚げし、受取る。御帳面引合せ御覧いただきたい。なお今後も追って荷物を積送り願いたい。精一杯売り捌く。		原 本	状	1		上113
66 108	F 1	10月26日	書状 (仕切状送りの事)	○富田利兵衛(二十軒仲間) ●岡野谷松兵衛	当夏に積み出しされ、受取った荷物、この度別紙の通り仕切りを記し送るので、参着次第引合一覧されたい。なおこの後も荷物沢山積み入れ送って貰いたい。		原 本	状	1		上113
67 71	F 1	10月29日	書状	○大伝馬町 茗荷屋善五郎(二十軒仲間)・徳兵衛・平兵衛 ●岡の谷松兵衛	平口様が江戸に来るとのこと、その時、内金要求されたが承知した。即金3両渡す、と報せる。		原 本	状	1		上113
68 78	F 1	11月 6日	書状	○大伝馬 茗荷屋善五郎(二十軒問屋)・半兵衛・文兵衛 ●岡野谷松兵衛	積送り荷物(お茶)、海も無難、入港し。それで請取状送る。帳面引合せ御覧いただきたい。今後も荷物、当方に積送りいただきたい。		原 本	状	1		上113
69 70	F 1	11月 9日	書状(包紙入り)	○上河内村 同苗(岡野谷)松兵衛 ●江戸馬喰町京屋屋助様にて、岡野谷松五郎行	①先月26日付きの書状、11月7日に届き、委細承知。上長尾や田河内の差紙の人数、その時までには添えられず、よって奉行所へも届けられなかったこと、もつともだと思ふ。もう直に召出しがあるのではないか。②住吉屋(二十軒仲間)からは一切仕切状は来ないし仕切金もない。催促してもらいたい。小田原屋へも見舞って欲しい。昨日椎茸を津出した。内金又は仕切金催促して欲しい。③用事が終わり次第直に帰国して欲しい、など以上を書き付ける。		原 本	状	1		上113
70 106	F 1	11月22日	書状	○同(岡野谷)松五郎 ●岡野谷御親父様	松五郎は岡野谷松兵衛の子どもか? 江戸に滞在中、文面より、この松五郎が江戸にいるのは江戸の間屋仲間との間で裁判を争っているからのようだ。二十軒仲間が名指しで出てくる。「急に白州に呼出があるかも」、「帰村は来月15日前は難しい」、「出府費用も見通しが立たない」、などを郷里の父松兵衛に報せている。なお江戸への荷物はお茶のみでなく、椎茸もあったことがこの文面で窺われる。		原 本	状	1		上113
71 49	F 1	記載なし	覚	○記載なし ●記載なし	20名の者を連記し、最後に次のように文を結んでいる。「右の通り二十軒仲間内に御座候間、左様に思召し下さるべく候」。これは江戸の茶株仲間のことである。因みに岡野谷松兵衛が接していたこの仲間と言うのは、本文書に限って言えば20軒の内7軒である。それは他の文書各々にで紹介している。		原 本	状	1		上113
72 39	F 1	記載なし	書状	○二本 嘉兵衛・惣郎衛・七郎衛・清郎衛 ●岡野谷松兵衛	仕切目録の送付と、これから荷物の積み出し送りを依頼する。		原 本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
73 23	F 1	記載なし	(金高書上)	○記載なし ●記載なし	表紙も解説も皆無なので、何のことが全く不明である。書き方は次のように 列挙している。1、村井:七二入、代1両1分と11文4分、6、7入り。1、茶 一:六六入、代1両1分と17文6分、七六入。1、玉二:七六、代1両と12文 3分7厘。このように列挙していつている。	丁数3枚	原 本	横 帳	1		上113
74 36	F 1	記載なし	「手船仁右衛門乗積付」等 これに類似の表記あり	○徳用屋甚四郎 外各々 ●岡野谷松兵衛	誰の持ち船か、そしてその持ち船でお茶を積付け出帆したこと、これらを岡 野谷松兵衛に報せたもの。その積付けのお茶の種類とその量も記載して いる。 一紙文書11枚を一括し一束にして綴っている。	紙変色 劣化	原 本	綴 り	1		上113
75 37	F 1	記載なし	積付書 (松村惣左衛門積付 等)	○渡中増右衛門・徳用屋甚四郎 外 ●岡野谷松兵衛	「手船 孫四郎乗りの積付け」、などとして、お茶を荷積して出帆したことを 知らせたもの。出帆の港は焼津港であることが押印で分かる。 一紙文書21枚を一括し一束に綴っている。	紙変色 劣化	原 本	綴 り	1		上113
76 35	F 1	記載なし	入津之覚	○中条・板屋與兵衛、大松三郎次郎 外 ●岡野谷松兵衛	差出人の中条や板屋は二十軒仲間、「入津の覚」とか、単に「覚」などと して、お茶が入津したことを報せた文書。そのお茶には、色々品種と思われ るものが列挙してある。 21枚の一紙文書を一括して1束とし綴っている。	紙変色 劣化	原 本	綴 り	1		上113
77 123	F 1	省略	書状	○省略 ●省略	江戸の二十軒仲間等の間屋から川根上河内の岡野谷松兵衛宛に仕切目 録を送付した旨を報せた書状 等である。 2〜5通ずつを1つに束ねる。多いのは6通を1つに束ねたものもある。こ こでは1つの束を1点と見なし計上した。		原 本	状	6		上113
78 127	F 1	省略	書状(包紙入り) (紙互いに貼り付き開平不能)	○省略 ●省略	省略		原 本	状	8		上113
79 50	F 1	欠	仕切	○江戸神田:長兵衛 ●岡野谷松兵衛	お茶の仕切金送金のこと。		原 本	状	1		上113
80 45	F 2	安政3年3月27日 (1856年)・辰	覚	○西野平四郎 ●岡野谷松兵衛	卯年(安政2年)10月19日、金25両、この利子1両2分、以上元利ともに 受取る。何のための金子かは分からない。		原 本	状	1		上113
81 109	F 2	9月14日	書状 (境界出入りと茶一件のこと)	○地名村:美作庄兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛、三並村:白井伊左衛 門	笹間渡村・栗の山村境界山論が発生しているとのこと、気の毒に思う。15 日に訪来されるとのこと、承知した。さて茶一件のこと、内内に申告してい たが、先日江戸表より遠州三倉村へ書状あり、その三倉村から当方へ飛脚 参り、石風炉呂村の伊藤氏と共に三倉村へ参上。江戸表へ出かけることを 決める。明15日には出かける。20日時分には帰村するので、その時まで 日延べ願いたい。笹間渡村にもこの訳柄を伝えたので了承を乞う。 ※地名村の庄兵衛はこの2ヶ村から仲介役を頼まれていたのか？	分類B-4 にも適う。	原 本	状	1		上113
82 8	F 2	記載なし	記	○平井彦三郎(裏表紙) ●記載なし	申年分:金3両1分3朱と3貫500文の取替え、金1両2分預り金、この差引 金2両1分3朱と3貫500文、という書き方で、申年より12支を一巡した後の 戌年迄15年間の取替金・預かり金の差額を記載する。		原 本	横 帳	1		上113
83 38	G 3	文政10年9月 (1827年)・亥	出府入用帳 松兵衛	○記載なし ●記載なし	「9月15日出立、27日対馬屋着」から書き始め、江戸までの旅、各宿場 での泊り・休みから酒代・髪結い・うどん・きせる代等、出費分を日付を追って 書き留める。この帳に、書状6通を束ね、くくりつけてある。	丁数15枚	原 本	横 半	1		上113
84 24	J 2	記載なし	(漢字用語辞典) (前欠・後欠)	○記載なし ●記載なし	記載例:石津・稲毛・稲田・今津・猪飼・入江・石見・因幡…… 何頃・自 今・入込・入組……、名詞・副詞・動詞など、一字より熟語・用語をルビ 付きで記載している。	和紙厚座9 cm	原 本	横 帳	1		上113
85 68	X	正月19日	私信	○永井周平 ●岡野谷御両	年始の挨拶。孫の抱瘡は軽いとの噂、平素の不義理を御用捨願いな がら、お年玉として鯛を送ったことを報せる文章。		原 本	状	1		上113
86 84	X	2月19日	私信	○上河内村:清左衛門・新類中・松兵衛 ●江戸小田原町にて:清五郎	飛脚便にて一筆申す。そこもと去る夏に国元を欠落して以来、行方不明で 心配していたが、江戸に下り小田原1丁目の家主仁兵衛様のご好意にあ ずかり暮しているとか、昨年冬以来度々紙面あり、母・親戚一同も安心し ている。こちらからは幸便なく今迄経過して失礼している。ところで先月15 日大火事があったとのこと心配していたが、当月2日だしの書状、15日到 着、無事とのこと安心した。さて、当春中近所より出府の人あり、この人にお まえのことを頼んであるので、その節は一緒に帰国しなさい。なおご厚恩に あずかったご主人宅類焼したとのこと驚いている。お見舞状を差上げると ころその方より宜しく伝えてもらいたい。また手紙送りでお世話になった本町 4丁目の大橋多郎次郎様にもよろしく伝えてもらいたい。		原 本	状	1		上113
87 44	X	3月20日 ・丑	私信	○下泉村:利兵衛 ●上河内:岡野谷松兵衛	借用の分、延引をお願いしたい。この件何卒よろしく。		原 本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
88 85	X	3月21日	私信	○家山:大石治太夫 諸田兵右衛門 ●上河内村:岡野谷松兵衛	先達て梅の木の接ぎ穂を送っていただいた。いつもながら心にかけていただき有りがたい。その節お礼申しあげるところ遠方故に今日まで延引。さてこの節出水に付き小ふな入手、お送りした。粗末ながら御受納願う。		原 本	状	1		上113
89 54	X	5月15日	私信	○蓬萊屋周平 外 ●上河内:岡野谷松兵衛 人々御中	暑気募り茶栽培に従事する者には大変な時期、とりわけお茶仕付の真っ盛りの時節には繁多、お察しする。おなぐさみに粗末な物、鮓を少々進呈する。お茶の肴にでもして頂きたい。		原 本	状	1		上113
90 61	X	5月16日	私信	○西野平蔵 ●岡野谷松兵衛	かね詰まりにて困っている様子を伝える。上部破損・字欠文章。		原 本	状	1		上113
91 117	X	5月21日	私信	○晴雲山延寿院 ●岡野谷松兵衛	このところ親類に大病煩いの者いるとのこと、又初穂茶送り頂たことのお礼を述べる。		原 本	状	1		上113
92 93	X	9月29日	口演	○藤枝宿洞雲寺典庫寮 ●上河内村:岡野谷松兵衛	菓を送り頂き、そのお礼状。洞雲寺には菓園はなく、檀家に頼っている、など記載する。		原 本	状	1		上113
93 60	X	10月15日	私信	○身成村:柳蔵 ●上河内村:岡野谷兄	甚左衛門様紙面(書状)一件(不祥)、両親にも相談した。このこと甚左衛門様にもよろしく申し伝え願う。		原 本	状	1		上113
94 43	X	11月25日	私信	○西の茂兵衛 ●上河内村:岡野谷松兵衛	松五郎出府、先達ては家山村の惣元も出府、奉行所へ出頭、御掛り様が申すには、しいてお願いするもダメなので、帰村の上口書にて行うようにとのこと。近々帰村する、真の内容は文面のみでは把握不可。		原 本	状	1		上113
95 82	X	12月 5日	私信	○下田惣吉、伝六 ●岡野谷松兵衛	鎌屋の一件。私に預けるということで、そのつもりでいたのであるが、急に変更になり申訳けない。		原 本	状	1		上113
96 26	X	記載なし	(雑記帳)	○記載なし ●記載なし	書き出しは、「元治2年乙丑4月茶始時分、雷天、氷(ひょう)ふり、又其後10日ばかりたち同じく永ふる……、で日記のよう日記でなく、あて字が一杯あり、習字手習いの稽古帳のようでもある。	前・後欠 丁数7枚	原 本	綴 り	1		上113
97 59	X	記載なし	書状(包紙あり)	○本町4丁目 長井利兵衛(二十軒仲間) ●駿洲伊久美村:西村平蔵	杉山質のことで行き違いあり、そのお詫びの手紙。別に、西野平蔵から岡野谷松兵衛宛の書状1通あり、これも杉山一件。杉山とは？		原 本	状	2		上113
98 124	X	省略	書状(私信)	○省略 ●省略	そのほとんどが岡野谷松兵衛宛の手紙。数通ずつまとめて紙紐で束ねてある。この束ねが何を意味するのかは内容を検討しないと分からない。現時点では紙紐を解かないでこのまま保存することにした。その1束を1点として計上した。		原 本	状	6		上113
99 125	Z	欠	断簡	○欠 ●欠	省略		原 本	状	6		上113
100 1	I 2	(明治5~12年) (1872~1879)	送籍一札之事	○第6大区12小区身成村:平口五一郎 ●第6大区12小区笹間下組正副戸長御中	身成村農平口伊治郎長女のゑ(19歳)が、笹間村の児玉庄吉の妻に送籍、よって笹間村戸籍に入籍されたし。		原 本	状	1		上113
101 18	I 2	明治7年5月 (1874年)・戊	(戸籍調べ)	○記載なし ●記載なし	身成村地内に在住する計5名の者の居住・番地・続柄・生年月日又は生年月~明治7年5月までの年数(歳)を記載する。		原 本	状	1		上113
102 11	I 2	明治8年3月 (1875年)	御届書(移転届)	○第6大区12小区身成村:戸長平口五一郎 ●第6・7大区御中	農孫平の弟 山本栄蔵、彼は先般国民軍取調帳に編入されたところであるが、この度、浜松県第2大区24小区周智軍森町村に移転につき送籍願が出されたので、このこと通知する。		原 本	状	1		上113
103 3	I 2	明治8年4月29日 (1875年)	御届書	○第6大区12小区志太郡身成村副戸長:平口五一郎 ●第6・7大区御中	身成村農平口伊治郎長女のゑ(19歳)が笹間村の児玉庄吉妻に送籍、よって笹間村戸籍に入籍されたし。平井繁蔵という者、去年12月には国民軍取調帳に書き載せたところであるが、この度笹間上村農 岡村和吉へ養子に入るの、このこと御届け。		原 本	状	1		上113
104 2	I 2	明治8年9月 (1875年)	(身成村出生記録)	○第6大区12小区身成村 ●記載なし	明治8年9月生まれの者、計3人、入籍女子1名(結婚)、を書き付ける。		原 本	綴 り	1		上113
105 15	I 4	大正14年1月19日 (1925年)	本会提出議案送付一件	○伊久美村長 ●平口五平次	本会提出議案とは、二俣区長西野次作、原・八坂区長平口五平次、以上推薦通り決定、とある。		原 本	状	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
106 14	I 4	大正14年1月19日 (1925年)	当選通知書	○志太郡伊久美村長:坂本正巳 ●原・八坂区:平口五平次	当区の区長は、19日任期満了に付き、本日選挙執行、その結果平口五平次が当選、とある。		原 本	状	1		上113
107 22	I 6	明治5年3月 (1872年)・壬申	辛未租税皆済表	○静岡県庁 ●駿河国志太郡身成村	身成村高611石9斗8升4合、これから本途・2斗出目、これらを「永」に換算し、その外に本途の鏝・綿・鉄炮役・小物の鏝、口米鏝と口鏝あり、鏝を永に換算して、納合:永167貫906文9分、以上、明治4年の正税・雑税皆済、とある。		原 本	豎 帳	1		上113
108 5	I 10	(明治)8年3月28日 (1878年)	逃亡立戻り御届	○志太郡身成村戸長:平口久一郎 ●12小区扱所御中	身成村奥田仲治郎長男文吉は、去る7年11月逃亡、このことお届けている。彼は伊豆に行き入湯して3月26日、当方に立ち戻る。このこと御届ける。		原 本	状	1		上113
109 6	I 10	明治8年4月 (1875年)	逃亡人立戻り帰住願	○奥田沖次郎 戸長:平口久一郎 ●静岡県県令:大迫貞清	逃亡文吉のこと、6ヶ月の探索を命じられ、それに応じていたが、去る3月25日、村に立ち戻った。修善村温湯場にて止宿していたが、逃亡中に悪事等不都合なことは聞かないので、このまま帰住をお願いしたい、とある。		原 本	綴 り	1		上113
110 30	II 2	明治10年5月 (1877年)	還録士族御払地一筆限帳 第10大区26小区榛原郡葛籠村	○立会人:伊藤治太夫 ●静岡県令	払受人4人の者の払受、畑・山地を一筆ごとに場所・地目・反別・代価を載せる。外に、御払下げ地明細仕訳帳、社寺絵図面、鎮座上申書を閉じこむ。	丁数14枚	原 本	綴 り	1		上113
111 29	II 2	明治10年9月 (1877年)	士族払下地御受書・還録 士族江御払下地新地券願 書	○立会人:中村源左衛門、小前惣代:中村正太郎、戸長:高橋伴成 ●静岡県令:大迫貞清	①須藤喜吉に払下げられた山林・原野と反別図面取調べの結果、記載の通り相違ないことの証明、②その払下げ地の地券発行願書 ③払下地の改正反別明細書上げ。	丁数12枚 (野紙)	原 本	綴 り	1		上113
112 4	II 3	記載なし	記	○記載なし ●記載なし	預かり金55円39銭に、切る久保、向嶋畑、嶋畑 等、6項目を加え金166円39銭を、それに万治郎・仁平分 等、4口分、金100円12銭7厘と共に、合計266円54銭5厘、これを五一郎受込み、とある。		原 本	状	1		上113
113 10	II 3	記載なし	記	○記載なし ●記載なし	・金3円25銭2厘(彦五郎預り金)、・金25円(宮セト山代金の内)、・金10円、この利子5円(守吉借用)……など、8口を記載し、その計91円26銭3厘、とある。		原 本	状	1		上113
114 16	II 5	(昭和初年)	北堀之内畑小作料未済調	○記載なし ●記載なし	昭和4年分の小作料未済分11名、昭和3年分の未済分2名、昭和2・3年の未済分1名、昭和3・4年分の未済分2名、昭和2・3・4年分の未済分1名、昭和1・2・3・4年分未済1名の、計19名分の金額を書上げる。		原 本	状	1		上113
115 7	II 5	記載なし	キ	○記載なし ●記載なし	・4俵4升入り 向嶋嶋吉、・1俵2斗5抄入り 久保田政平、・玄米1俵2斗8抄入り 田畑安蔵、・玄米2俵2斗2抄入り 原田米蔵、・外に貸米1斗入り、猶1斗5抄貸し分あり……といった記載で20名を記録している。 小作米収入のことか?		原 本	横 帳	1		上113
116 12	II 8	明治25年12月11日 (1892年)	(借用書)	○志太郡伊久美村身成:平口五一郎・羽田菊枝 ●志太郡笹間村笹間下:岡平由太郎	金100円借用、但し、年利1割、字向山の山林1ヶ所を抵当とする、返済は明治26年6月20日限りとし、不履行の場合は抵当山林を証人が引き取り売却の上金子返済する。		原 本	状	1		上113
117 20	II 8	明治45年7月25日 (1912年)	虎平講事掛金入記通知帳	○伊久美身成会主・世話人 ●平口運蔵	21会講、初会の集金300円、1口15円掛け、2会目より集金315円とする。		原 本	横 半	1		上113
118 21	II 8	明治45年7月 (1912年)	(21会講加名連名簿)	○志太郡伊久身村身成施主:平口虎平、同村世話人:平口五一郎・鈴木伊平、笹間村下世話人:岡野谷清一 ●記載なし	32名連名、掛金口数は、一口と半口で占められている。	紙破損、劣化	原 本	綴 り	1		上113
119 33	IV 1	大正7年 (1918年)	大日本累年記事 増田毎八	○記載なし ●記載なし	和暦大正6年から毎年遡ること大化元年まで、その年々の史的事項と、現大正7年を1年目として累年を大化元年まで記載している。外に、人皇第1代神武天皇から明治天皇までを列挙、猶15代人皇を神功皇后とし、また大覚寺統系(後の南朝)の後龜山天皇の次に、持明院統系(後の北朝)の天皇(6人)を入れて数えているので、天皇合計が明治まで127代となっている。		原 本	豎 帳	1		上113
120 32	IV 3	明治6~11年 (1873~1878年)	社寺廃跡地区別絵図 第3大区26小区榛原郡葛籠村	○葛籠村戸長:伊藤治太夫 外1名 ●記載なし	熊野三社(字権現社)、天神社、熊野三社(字丸山)、山王社、高根社、山ノ紙社、大井社、観音堂、竹泉寺、東照寺、以上、10ヶ社の廃跡地絵図を、反別を上げて記載する。	丁数6枚	原 本	綴 り	1		上113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
121 31	IV 3	明治9年6月 (1876年)	社寺在廃取調書 第3大区26小区榛原郡家山村	○戸長:又平孫右衛門 ●記載なし	計18社寺の所在・反別・社寺名を載せ、その存在・合併・廃止等を備考欄に載せている。		原本	綴り	1		上113
122 27	IV 3	明治14年 (1881年)	遠江国榛原郡家山村曹洞 宗三光寺明細帳	○記載なし ●記載なし	目次あり、それは次の1～13と展開。1、三光寺明細調、2、三光寺古器古文書調、3、一徳寺明細調、4、西法寺明細調、5、拔里薬師・観音明細調、6、拔里万福寺明細調、7、三光寺朱印願、8、聖福寺大般若譲渡証(写)、9、三光寺互御朱印、10、三光寺開山名以下、11、大般若譲渡証、(写)、12、首座号(写)、13、檀家惣代名。	1～4迄は 全面4分ノ 1下方左破 損 丁数3 0枚	原本	綴り	1		上113
123 19	IV 3	記載なし	東福寺分覚	○記載なし ●記載なし	山畑代の2口合計金388円80銭、この内から出費(寄合入用8分、色々かかり、天徳寺檀家11軒分を差引き、金316円80銭、これを48軒に割り振り、1戸当たり6円60銭としている。裏には「記」とあり、内容は書とは関係ないらしい。		原本	状	1		上113
124 34	IV 4	記載なし	(下川根地区概説誌)	○記載なし ●記載なし	郷土の自然地形から書き出し、古代史を展開する。6世紀後半に伝来した仏教の処遇を巡り、崇仏派菅我氏と廃仏派物部氏が争い物部氏が敗北する、この落人が家山郷の開拓者だとしている。(古老の伝え)。こうした展開で近世まで話は及んでいる。	紙数17枚	原本	綴り	1		上113
125 25	V 4	(明治17年) (1884年)	(雑記帳)	○記載なし ●記載なし	ある時は罫紙に、またある時は白紙に、思いつくままに書いている。最初は「明治17年旧正月12日晚、又平孫右衛門馬家より出火、夜10時頃なり……」で始まる。段落行替えなしで、字をギッシリつめて書いている。	後欠文、 とじ紐切 れ。	原本	綴り	1		上113
126 122	V 4	大正9年7月15日 (1920年)	(ハガキ通信)	○浜松市:鈴木良平 ●増田毎八	川根名産のお茶1かん贈与くださされ有りがたい、とするお礼状。		原本	ハガキ	1		上113
127 126	V 6	欠	断簡 (近代以降)	○欠 ●欠	省略		原本	状	2		上113
128 A2- 1	C 1	天明8年11月 (1788年)・申	申御年貢可納割付之事	○野田松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文、但し5石代)、この内訳田高55石7升5合、この有高43石9斗5升5合、この取米8石3斗5升1合、畑高219石2斗、この有高183石5斗7升8合4勺、この取籾89貫653文、②新田の分、(1)村新田高2石8斗8升=畑(永576文、但し5石代)、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取籾400文、③外に、2升出目(米)、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、納合:米9石5斗8升2合、永694文1分、籾91貫378文、亥～申の10ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
129 A2- 40	C 1	寛政元年3月 (1789年)・酉	申御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石8斗2升8合、籾90貫878文=永22貫719文5分)、外に、鉄砲役(籾)、口米・口籾(永)、高掛三役(米・永)、夫食代返納已より酉迄8ヶ年分、納合永37貫64文7分4厘、外に、包歩銀・下賃あり。以上皆済証明。		原本	状	1	○	上:113 下:76
130 A2- 2	C 1	寛政3年11月 (1791年)・亥	亥御年貢可納割付之事	○野田松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文、但し5石代)、この内訳田高55石7升5合、この有高43石9斗5升5合、この取米8石3斗5升1合、畑高219石2斗、この有高185石3斗9升4勺、この取籾90貫133文、②新田の分、(1)村新田高2石8斗8升=畑(永576文、但し5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取籾400文、③外に、2升出目(米)、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石5斗8升2合、永694文1分、籾91貫858文、酉～丑迄の5ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
131 A2- 41	C 1	寛政4年3月 (1792年)・子	亥御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石8斗2升8合但し米は3分の1金納分と3分の2金納分に分けられ全て永納、籾91貫358文=永2納となる)、外に、鉄砲役(籾)、口米・口籾(永)、高掛三役(米・永)、夫食代返納あり(米・籾)、結局全て永納となる。○納合永40貫160文2分6厘6毛、外に、包歩銀、下賃あり。以上皆済証明。		原本	状	1	○	上:113 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
132 A2- 3	C 1	寛政4年11月 (1792年)・子	子御年貢可納割付之事	○野田松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、(1)田高55石7升5合、有高43石9斗9升5合5勺、この取米8石3斗5升1合、(2)畑高219石2斗、有高186石1斗7升7合9勺、この取籾90貫273文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目(米)・鉄砲役(籾)・高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石5斗8升2合、永694文1分、籾91貫998文、酉～丑迄5ヶ年定免。納期12月20日。		原本	状	1		上:113
133 A2- 42	C 1	寛政5年3月 (1793年)・丑	子御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢納入は次の通り、本途・2升出目(米8石8斗2升8合=この米は3分1金納と3分2金納とに分けられ、永代納とされる)・籾91貫498文、口米・口籾・小物成(籾)、高掛三役(米・永)、御林風水立枯れ木払い代(永)、夫食代返納(戌～卯まで30ヶ年賦)、以上、米も籾も全て永に換算され、結局は納合永38貫94文2分6厘6毛、外に、包歩銀・下賃(永)が加わる。		原本	状	1		上:113
134 A2- 4	C 1	寛政5年11月 (1793年)・丑	丑御年貢可納割付之叟	○野田松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳(1)田高55石7升5合、この有高43石9斗5升5合、この取米8石3斗5升1合、(2)畑高219石2斗、有高186石6斗5升9勺、この取籾90貫424文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目(米)・鉄砲役(籾)・高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石5斗8升2合、永694文1分、籾92貫149文、酉～丑迄5ヶ年定免、納期12月20日。	虫食い多い、紙劣化	原本	状	1	○	上:113 下:76
135 A2- 43	C 1	寛政6年3月 (1794年)・寅	丑御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途と2升出目(米8石8斗2升8合、この米=3分の1金納部分と3分の2金納部分に分けられ代永納)、本途(籾91貫629文)、口米・口籾・小物成(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹払代(永)、夫食代返納(永)、以上、米も籾も全て代永化、結局、納合:永36貫677文6厘6毛、これに包歩銀・下賃(永)が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
136 A2- 5	C 1	寛政6年11月 (1794年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○野田松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①村高274石2斗7升2合(永54貫855文・5石代)、この内訳、(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、この有高188石1斗9升9合、この取籾90貫700文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、籾92貫425文、寅～午の5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113
137 A2- 44	C 1	寛政7年3月 (1795年)・卯	寅御年貢皆済目録	○野 松三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途・2升出目(米8石8斗6升2合、この米は3分1金納と3分2金納に分けて、永に換算される)、本途(籾11貫925文)、口米・口籾・小物成(籾)、高掛三役(米・永)、御林立枯木払い代(永)、夫食代返納(戌より卯迄36ヶ年賦(永)、相続拝借返納(寅より酉迄20年賦(永)、○納合:永36貫60文7分6厘6毛。結局、籾・米とも全て代永)。		原本	状	1		上:113
138 A2- 6	C 1	寛政7年10月 (1795年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○辻 甚太郎 ●拔里村名主・組頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、有高186石1斗9升9合9勺、この取籾90貫700文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目(米)・鉄砲役(籾)・高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、籾92貫425文、寅～午迄5ヶ年定免、納期12月10日。	虫食い多い、	原本	状	1	○	上:113 下:76
139 A2- 45	C 1	寛政8年3月 (1796年)・辰	卯年御物成皆済目録	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	拔里村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石3斗8升3合・籾91貫925文)、出目米、口米、口籾、小物成(籾)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永、戌より卯迄30ヶ年賦)、相続拝借返納(永、寅より酉迄20ヶ年賦)、以上の内、米納分8石8斗6升2合は、その3分1金納分と3分2金納分に分けて代永納)、結局納合:永39貫783文7厘6毛、外に、包歩銀・下賃(永182文3歩)が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
140 A2- 7	C 1	寛政8年10月 (1796年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○辻 甚太郎 ●拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高264石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、有高44石9升5合、取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、有高188石1斗9升9合9勺、取鑿90貫700文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林あり、○納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、鑿92貫425文。寅より午迄5ヶ年定免、納期12月10日。	虫食い、紙劣化	原本	状	1		上:11 3
141 A2- 46	C 1	寛政9年3月 (1797年)・巳	辰年御物成皆済目録	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村	村高277石7斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石3斗8升3合、鑿91貫925文)、出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌より卯迄30ヶ年賦、永)、相続拝借返納(寅より酉迄20ヶ年賦、永)、以上合計:米8石8斗7升2合(この米の3分1金納分と3分2金納分とに分けられ永代納)、永2貫935文1分6厘6毛、鑿95貫198文、これら全て永に換算して納入、結局 納合:永38貫996文6分6厘6毛、これに、包歩銀・下賃の永178文7分が加わる。		原本	状	1		上:11 3
142 A2- 8	C 1	寛政9年10月 (1797年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳、(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、この有高188石7斗7升2合9勺、この取鑿90貫784文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目(米)、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹木(1ヶ所ずつ)、○納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、鑿92貫509文。寅より午迄5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
143 A2- 47	C 1	寛政10年3月 (1798年)・午	巳年御物成皆済目録	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	拔里村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石8斗3合鑿92貫9文)、出目米、口米、小物成(鑿)、口鑿、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌から卯迄30ヶ年賦、永納)、相続拝借返納(寅より酉迄20年賦・永納)、合計:米8石5斗6升2合(これは3分1金納分と3分2金納分に分けられて共に代永納)、永2貫739文3分6厘6毛、鑿95貫284文、以上、これらは全て代永納とされ、結局は納合:永37貫126文4分6厘6毛、これに包歩銀・下賃(永170文1分)が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
144 A2- 9	C 1	寛政10年10月 (1798年)・午	午御年貢可納割付之事	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳、(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、この有高188石6斗7升2合9勺、この取鑿90貫784文、②新田、(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目(米)、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹木(1ヶ所ずつ)、○納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、鑿92貫509文、寅より午迄の5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3
145 A2- 10	C 1	寛政11年10月 (1799年)・未	未御年貢可納割付之事	○辻 甚太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	①拔里村高264石2斗7升5合(永54貫55文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、この有高188石6斗7升2合9勺、この取鑿90貫784文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(1ヶ所ずつ)、納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、鑿92貫509文。未より亥迄5ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3
146 A2- 11	C 1	寛政12年10月 (1800年)・申	申御年貢可納割付之支	○小野田三郎右衛門 ●遠江国榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高44石9升5合、この取米8石3斗8升3合、(2)畑高219石2斗、この有高189石9斗2升7合9勺、この取鑿90貫972文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576石・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)、この鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。納合:米9石6斗1升6合、永694文1分、鑿92貫679文、未より亥迄の1ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年月日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
147 A2- 12	C 1	享和元年10月 (1801年)・酉	酉御年貢可納割付之事	○小野田三郎右衛門 ●遠江国榛原郡拔里村名主・与頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石7斗5升3合、この取米8石3斗1升8合、(2)畑高219石2斗、この有高189石8斗6升5合9勺、この取籾90貫956文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹1ヶ所ずつ。納合:米9石5斗4升7合、永694文1分、籾92貫681文、未より亥迄の5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
148 A2- 13	C 1	享和2年10月 (1802年)・戌	戌御年貢可納割付之事	○小野田三郎右衛門 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石7斗5升3合、この取米8石3斗1升8合、(2)畑高219石2斗、この有高189石8斗1升5合9勺、この取籾90貫940文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。納合:米9石5斗4升7合、永694文1分、籾92貫665文。未より亥迄5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113
149 A2- 14	C 1	享和3年10月 (1803年)・亥	亥御年貢可納割付之事	○小野田三郎右衛門 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①拔里村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石7斗5升3合、この取米8石3斗1升8合、(2)畑高219石2斗、この有高189石8斗6升5合9勺、この取籾90貫940文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。納合:米9石5斗4升7合、永694文1分、籾92貫665文、未より亥迄5ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
150 A2- 15	C 1	文化元年10月 (1804年)・子	子御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石2斗8升1合、(2)畑高219石8斗、有高191石3斗6升6合、この取籾91貫411文、②新田:(1)村新田高8石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつあり、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、籾93貫136文。当子より寅迄3ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
151 A2- 48	C 1	文化2年3月 (1805年)・丑	子御年貢米金皆済目録	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石2斗8升1合、籾92貫636文)、外に、出目米、口米、口籾、小物成(籾)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永、戌～卯迄10ヶ年賦)、相続拝借返納(永、寅より酉迄20ヶ年賦)、合計:米8石7斗5升4合(3分1金納と3分2金納に分けられ永納)、永2貫54文6分6厘6毛、籾95貫930文、結局全部「永」に換算され、納合:永35貫276文4分6厘6毛、それに包歩銀;下賃(永161文7分)が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
152 A2- 16	C 1	文化4年10月 (1807年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石2斗8升1合、(2)畑高219石2斗、有高193石7斗7升6勺、この取籾92貫546文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつあり、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、籾94貫271文。当卯より巳迄3ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
153 A2- 49	C 1	文化5年3月 (1808年)・辰	卯御年貢皆済目録	○松 内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石2斗8升1合、籾93貫771文)、外に、出目米、口米、口籾、小物成(籾)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(永、戌～卯迄10ヶ年賦)、相続拝借返納(永、寅より酉迄20ヶ年賦)、合計:米8石7斗5升4合(3分1金納と3分2金納に分けられ永納)、永2貫693文1分6厘6毛、籾97貫99文、結局全部「永」に換算され、納合:永37貫34文6厘6毛、それに包歩銀;下賃(永169文3分)が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
154 A2- 17	C 1	文化5年10月 (1808年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫854文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石3斗9升8合、この取米8石2斗8升1合、(2)畑高219石2斗、この有高193石7斗7升6合、この取籾92貫546文、②新田:(1)村新田高2石8斗5升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(1ヶ所ずつ)、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、籾94貫271文。卯より巳迄3ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
155 A2- 18- 1	C 1	文化6年 (1809年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石3斗9升8合、この取米8石2斗8升1合、(2)畑高219石2斗、この有高193石7斗7升6勺、この取鑿92貫546文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(1ヶ所ずつ)、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、鑿94貫271文。卯より巳迄3ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113
156 A2- 19	C 1	文化7年10月 (1810年)・午	午御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、この有高43石3斗9升8合、この取米8石2斗8升1合、(2)畑高219石2斗、この有高201石1斗4合6勺、この取鑿94貫159文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(1ヶ所ずつ)、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、鑿95貫884文、当午より申年迄3ヶ年定免、納期:12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
157 A2- 50	C 1	文化8年3月 (1811年)・未	午御年貢皆済目録	○松 内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石2斗8升1合・鑿95貫384文)、2升出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌~卯の30ヶ年賦)、相続拝借返納(寅~酉迄20ヶ年賦)、合計:米8石7斗5升4合、永2貫501文9分6厘6毛、鑿98貫761文、この納入の内、米は3分1金納分と3分2金納分にわけられ、これも代永納とされ、結局納金は永35貫613文6厘6毛、外に包歩銀・下賃=永163文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
158 A2- 20	C 1	文化8年10月 (1811年)・未	未御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石2斗8升9合、(2)畑高219石2斗、有高201石1斗4合6勺、取鑿94貫159文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永676文、5石代)=有高、取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(それぞれ1ヶ所)、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、鑿95貫884文。午より申迄の3ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113
159 A2- 21	C 1	文化9年10月 (1812年)・申	申御年貢可納割付之事	○松下内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石2斗8升9合、(2)畑高219石2斗、有高199石6斗8合6勺、取鑿93貫769文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文、5石代)=有高、取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、高掛三役(米・永)、御林・竹林(それぞれ1ヶ所)、○納合:米9石5斗8合、永694文1分、鑿95貫494文。午より申迄の3ヶ年定免。納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
160 A2- 51	C 1	文化12年3月 (1815年)・亥	戌御年貢皆済目録	○松 内匠 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石3斗1合・鑿96貫976文)、出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌~卯の30ヶ年賦)、合計:米8石7斗3升5合、永1貫895文6厘6毛、鑿100貫400文、この納入の内、米は3分1金納分と3分2金納分にわけられ、これも代永納とされ、結局納金は永37貫89文7分6厘6毛。		原本	状	1		上:113
161 A2- 52	C 1	文化13年3月 (1816年)・子	亥皆済目録	○伊 玄蕃 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石3斗1合・鑿96貫281文)、この外:出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌~卯の30ヶ年賦)、合計:米8石7斗7升5合、永1貫829文4分6厘6毛、鑿99貫684文(代永)、この納入の内、米は3分1金納分と3分2金納分にわけられ、これも代永納とされ、結局納金は永36貫275文2分6厘6毛。これに包歩銀・下賃=永166文が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
162 A2- 53	C 1	文政3年3月 (1820年)・辰	卯皆済目録	○伊 玄蕃 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石3斗7合、鑿94貫860文)、外に:出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、高掛三役(米・永)、夫食代返納(戌より卯迄30ヶ年賦、永納)、合計:米8石7斗8升2合(この米は、3分1金納と3分2金納の分に分けられ、代永納化)、結局、納合:永32貫501文8分7厘6毛、これに包歩銀・下し賃=永149文が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
163 A2- 54	C 1	文政5年3月 (1822年)・午	巳御年貢皆済目録	○羽 外記 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升1合、これより年貢は次の通り。本途(米8石3斗7合・鏝94貫860文)、出目米、口米、口鏝、小物成(鏝)、高掛三役(米・永)、御林損木払代(永)、合計:米8石7斗8升2合(これを3分1金納と3分2金納分に分け、代永納化)、永1貫949文4分、鏝98貫221文、結局は全て代永納化され、納合:永36貫336文、外に、包歩銀・下し賃=永168文4分が加わる。		原本	状	1		上:113
164 A2- 55	C 1	文政6年3月 (1823年)・未	午御年貢皆済目録	○羽 外記 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石5斗6升7合・鏝94貫960文)、これより外に:出目米、口米、口鏝、小物成(鏝)、高掛三役(米・永)、合計:米9石5升7合(この米は、3分1金納と3分2金納分に分けられ、代永納となる)、永1貫928文8分、鏝98貫324文、結局、全て永納化され、納合:永37貫150文9分、外に、包歩銀・下し賃=永170文3分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
165 A2- 22	C 1	文政6年10月 (1823年)・未	未御年貢可納割付之事	○羽倉外記 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	納合:米9石8斗1升1合、永694文1分、鏝95貫460文、これは午より申年までの3ヶ年定免の内、未年の年貢。昨年午年と増減はない。村人に公平に割り当て12月10日までに納入せよ、とある。		原本	状	1		上:113
166 A2- 23	C 1	文政11年10月 (1828年)・子	子御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗1升7合、(2)畑高219石2斗、有高139石6斗9升1勺、取鏝78貫596文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文、5石代)=有高、取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鏝400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林(それぞれ1ヶ所)、○納合:米9石6升9合、永744文1分、鏝10貫321文。西より卯迄の7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
167 A2- 56	C 1	文政12年3月 (1829年)・丑	子御年貢皆済目録	○平 彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石7斗1升7合・鏝79貫821文、出目米、口米、口鏝、小物成(鏝)、酒造冥加(永)、高掛三役(米・永)、○合計:米9石2斗1升5合(この米は3分1金納と3分2金納分に分けられ、全て永代納とされる)、永2貫588文7分、鏝82貫731文、以上の米、鏝は全て永代納とされ、結局納合:永39貫498文5分となるが、外に、包歩銀・下し賃に永181文が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
168 A2- 24	C 1	文政12年10月 (1829年)・丑	丑御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗1升7合、(2)畑高219石2斗、有高139石2斗9升1勺、この取鏝65貫191文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永5貫76文・5石代)=有高、取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鏝400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米9石9斗6升9合、永744文1分、鏝65貫916文。西より卯迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3 下:76
169 A2- 25	C 1	天保元年10月 (1831年)・寅	寅御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升2合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗1升7合、(2)畑高219石2斗、有高139石6斗9升1勺、この取鏝65貫191文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永5貫76文・5石代)=有高、取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鏝400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米9石9斗1升9合、永744文1分、鏝65貫916文。西より卯年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3
170 A2- 26	C 1	天保2年10月 (1831年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石4斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高55石7升4合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗1升7合、(2)畑高242石9斗4升9合6勺=有高、取鏝65貫507文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文、5石代)=有高、取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鏝400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米9石7斗4升8合、永719文1分、鏝67貫242文。西より卯年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原 写 区 別	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号 上:原本 下:コピー
171 A2- 57	C 1	天保3年3月 (1832年)・辰	卯御年貢皆済目録	○平 彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石7斗1升7合、鑿66貫742文)、外に、出目米、口米、小物成(鑿)、口鑿、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、合計:米9石2斗1升2合(この米は、3分1金納と3分2金納分にわけられ、いずれも代永納)、永1貫964文2分、鑿69貫259文(これも代永納)、結局納合:永30貫373文4分、外に、包歩銀・下賃=永139文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
172 A2- 27	C 1	天保3年10月 (1832年)・辰	辰御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文(5石代)、この内訳:(1)田高5石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗2升7合、(2)畑高219石2斗、有高152石4斗8升5合3勺、取鑿68貫854文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文、5石代)=有高、取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米9石9斗5升9合、永719文1分、鑿70貫579文。辰より戌年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
173 A2- 58	C 1	天保4年3月 (1833年)・巳	辰御年貢皆済目録	○平 彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石7斗2升7合、鑿70貫79文)、外に、出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林立枯払代(永)、○合計:米9石2斗2升6合(この米は3分1金納分と3分2金納分に分けられ全て代永納化)、永2貫297文6分、鑿72貫696文(代永納)、結局全部永納となり、永33貫11文、外に、包歩銀・下賃=永161文3分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
174 A2- 28	C 1	天保4年10月 (1833年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○平岡彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石4斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高5石7升5合、有高43石3斗9升8合、取米8石7斗2升7合、(2)畑高219石2斗、有高152石4斗8升5合3勺、取鑿68貫854文、②村新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米9石9斗5升9合、永719文1分、鑿70貫579文。辰より戌年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。	文末の年号記載が天保4年とあるが巳が正しい	原本	状	1	○	上:11 3 下:76
175 A2- 59	C 1	天保5年3月 (1834年)・午	巳御年貢皆済目録	○平 彦兵衛 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石7斗2升7合、鑿70貫79文)、外に、出目米、口米、小物成(鑿)、口鑿、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、合計:米9石2斗2升6合(この米は、3分1金納と3分2金納分にわけられ、いずれも代永納)、永2貫890文、鑿72貫696文(これも代永納)、結局納合:永40貫616文9分、外に、包歩銀・下賃=永186文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
176 A2- 60	C 1	天保6年3月 (1835年)・未	午御年貢皆済目録	○岸 十輔 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石7斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石7斗2升7合、鑿70貫831文)、外に:出目米、口米、口鑿、小物成(鑿)、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、合計:米9石2斗2升6合、(この米は、3分1金納分と3分2金納分に分けられ、両方も代永納となる)、永2貫313文7分、鑿73貫471文(永で代納)、結局、納合:永35貫172文6分、外に、包歩銀・下賃=永173文2分が加わる。		原本	状	1		上:11 3
177 A2- 29	C 1	天保6年10月 (1835年)・未	未御年貢可納割付之事	○平岡熊太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石3斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳、(1)田高5石7升5合、この有高43石3斗9升8合、この取米8石7斗2升7合、(2)畑高219石2斗、この有高156石6斗6升3合3勺、この取鑿69貫606文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取鑿400文、③外に:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林それぞれ1ヶ所、納合:米9石9斗5升9合、永719文1分、鑿71貫331文。辰より戌迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3
178 A2- 61	C 1	天保9年3月 (1838年)・戌	酉御年貢皆済目録	○平 熊太郎 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石5斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途(米8石7斗2升7合、鑿70貫831文)、出目米、口米(永)、小物成(鑿)、口鑿、口永、酒造冥加永、高掛三役(米=代永、永)、夫食代拝借返納(当酉より丑迄5ヶ年賦)、合計:米9石2斗2升6合(この米は、3分1金納分と3分2金納分に分けられ代永納化)、結局納合:永48貫142文。		原本	状	1		上:11 3
179 A2- 62	C 1	天保10年3月 (1839年)・亥	戌皆済目録	○小 信助 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石2斗2升6合、出目米含む、この米は、3分1金納と3分2金納に分けられ、両方も代永納、鑿70貫831文、これも代永納)。口米→代永納、小物成(鑿→代永納)、口鑿(代永納)、酒造冥加永、口永、高掛三役(米→代永納、永)、夫食代拝借返納(永)、酉夫食代拝借返納(永)、再夫食代拝借返納(永)、御林損木御払代(永)、○納合:永49貫513文7分、外に、包歩銀・入用共に永226文9分が加わる。		原本	状	1		上:11 3

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
180 A2- 30	C 1	天保11年10月 (1840年)・子	子御年貢可納割付之事	○小笠原信助 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	納合:米9石9斗6升9合、永719文1分、鐿71貫331文、これは亥より巳迄の7ヶ年定免の、今年子の取箇である。12月10日までに納入のこと。	虫食い著しい	原本	状	1	○	上:11 3 下:76
181 A2- 63	C 1	天保12年3月 (1841年)・丑	子皆済目録	○小 信助 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・出目(米9石2斗3升6合一この米は3分1石代永と3分2石代永に分けられ、代永納、鐿70貫831文→代永納)、口米→代永納、小物成(鐿→代永納)、口鐿→代永納、酒造冥加永、口永、高掛三役(米・永)、合計:米1斗6升7合→この米は御伝馬宿入用として渡す、永30貫803文5分、結局、納合:永30貫803文5分、外に、包歩銀・下賃=永141文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
182 A2- 64	C 1	天保13年3月 (1842年)・寅	丑皆済目録	○小 信助 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・含出目(9石2斗3升6合、この米は、3分1石代永、3分2石代永に分けられる。 鐿あり代永)、小物成(鐿→代永)、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、丑より丑までの25ヶ年賦(急夫食代、再夫食代、永納)、合計:米1斗6升7合(御伝馬宿入用として御米方に渡す)、結局納合は永33貫47文4分となる。		原本	状	1		上:11 3
183 A2- 65	C 1	天保14年3月 (1843年)・卯	寅御年貢皆済目録	○山 藤一郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石2斗3升6合、鐿70貫981文で代永納)、口米、小物成(鐿→代永納)、口鐿(代永納)、酒造冥加永、口永、高掛三役(米・永)、急夫食代・夫食代拝借返納(丑より丑迄25ヶ年賦で永納)、合計:米1斗6升7合、永32貫846文3分、この内、米は御伝馬宿入用、御困米宿方渡しとなる。結局、納合:永32貫846文3分、外に、包歩銀・下賃=永150文5分が加わる。		原本	状	1		上:113
184 A2- 31	C 1	天保14年10月 (1843年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○山上藤一郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	①村高274石4斗7升5合(永54貫855文(5石代)、この内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、有高45石5斗8升2合5勺、取米9石1斗7升7合、(2)畑高217石1升5合5勺、有高193石6斗3升7合5勺、取鐿83貫702文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文、5石代)=有高、取鐿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鐿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鐿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米10石4斗4升2合、永729文1分、鐿85貫427文。亥より巳年迄の7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:11 3
185 A2- 66	C 1	弘化2年3月 (1845年)・巳	辰御年貢皆済目録	○山 藤一郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・含出目米(米9石7斗1合、この米は3分1金納と3分2金納分に分けられ代永納、鐿86貫510文→代永納)、口米→代永納、小物成(鐿→代永納)、口鐿→代永納、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林損竹払代(永)、当辰より丑年迄20ヶ年賦の急夫食代・再夫食代拝借返納(永)、合計:米1斗6升7合、永44貫963文8分、この米は御伝馬宿入用分、○納合44貫963文8分、外に、包歩銀と下賃の永206文1分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
186 A2- 67	C 1	弘化3年3月 (1846年)・午	巳御年貢皆済目録	○山 藤一郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石5斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・含出目米(米9石7斗1合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ、代永納。 鐿86貫510文→代永納)、口米→代永納、小物成(鐿→代永納)、口鐿→代永納、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、辰より丑迄22ヶ年賦・急夫食代・再夫食代・御林損木御払代(永)、合計:米1斗6升7合(御伝馬宿入用として宿方へ渡す)、永47貫686文1分、外に、包歩銀と下賃=永218文6分が加わる。		原本	状	1		上:11 3
187 A2- 68	C 1	嘉永元年3月 (1848年)・申	未御年貢皆済目録	○岡 兼三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・含出目米(米9石7斗5合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ、いずれも永納、鐿78貫398文→代永)、口米(永)、小物成(鐿→代永)、口鐿(代永)、口永、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、辰より丑迄22ヶ年賦夫食代・再夫食代・御林損木御払代(永)、合計:永36貫49文4分、外に、包歩銀・下賃=永165文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:11 3 下:76
188 A2- 69	C 1	嘉永4年3月 (1851年)・亥	戌御年貢皆済目録	○岡 兼三郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石7斗5合一出目米を含む、この米は3分1石代永と3分2石代永に分けられる。 鐿79貫501文→代永納)、口米(代永)、小物成(鐿→代永)、口鐿(代永)、口永、酒造冥加永、高掛三役(米→代永・永)、辰より丑迄22ヶ年賦・急夫食代・再夫食代・御林損木御払代(永)、○納合:永44貫441文1分、外に、包歩銀・下賃の永203文7分が加わる。		原本	状	1		上:11 3

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
189 A2- 70	C 1	嘉永7年3月 (1854年)・寅	丑御年貢皆済目録	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り、本途・含出目(9石7斗7合、この米は、3分1石代永、3分2石代永に分けられる。 鏝80貫102文代永)、小物成(鏝→代永)、口鏝→永、酒造冥加永、口永、高掛三役(米→代永・永)、辰より丑までの22ヶ年賦、(急夫食代、再夫食拝借、代永納)、御林損木御払代(永)、合永:41貫541文9分、この一部渡方、大代村御立山守の丑年給米等あり。これらを差引き、結局納合は永24貫255文6分となる。外に、包歩銀、下賃の永11文2分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
190 A2- 71	C 1	安政2年3月 (1855年)・卯	寅御年貢皆済目録	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途・含出目米(9石7斗7合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ永納。鏝84貫294文、代永納)、口米(代永)、小物成(鏝→代永)、口鏝(代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永・米→代永)、辰より丑迄22ヶ年賦、急夫食代、再夫食代(永)、○納合:永39貫299文1分、外に包歩銀・下賃=永180文1分が加わる。		原本	状	1		上:113
191 A2- 32	C 1	安政2年10月 (1855年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高45石5斗8升2合5勺、この取米9石1斗8升2合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高171石5斗1升、この取鏝83貫69文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鏝400文、③外:2升出目米。鉄炮役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林それぞれ1ヶ所、○納合:米10石3斗9升9合、永671文6分、鏝80貫602文。丑より未まで7ヶ年定免、納期:10月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
192 A2- 72	C 1	安政3年3月 (1856年)・辰	卯御年貢皆済目録	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(9石7斗7合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ永納。鏝84貫294文、代永納)、口米(代永)、小物成(鏝→代永)、口鏝(代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永・米→代永)、辰より丑迄22ヶ年賦、急夫食代、再夫食代拝借返納(永)、○納合:永43貫773文2分、外に包歩銀・下賃=永200文6分が加わる。		原本	状	1		上:113
193 A2- 73	C 1	安政4年3月 (1857年)・巳	辰御年貢皆済目録	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(9石7斗7合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ永納。鏝84貫870文、代永納)、口米(代永)、小物成(鏝→代永)、口鏝(代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永・米→代永)、辰より丑迄22ヶ年賦、急夫食代、再夫食代拝借返納(永)、○納合:永39貫460文8分、外に包歩銀・下賃=永185文9分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
194 A2- 74	C 1	安政5年3月 (1858年)・午	巳御年貢皆済目録	○林 伊太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高177石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石7斗合、この米は3分1石代と3分2石代に分けられ、代永納。鏝86貫46文→代永)。口米(永)、小物成(鏝→代永)、口鏝(代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永、米→代永)、辰より丑迄22ヶ年賦の急夫食・再夫食拝借返納、○納合:永47貫76文5分、外に、包歩銀・下賃=永215文8分が加わる。		原本	状	1		上:113
195 A2- 33	C 1	安政5年10月 (1858年)・午	午御年貢可納割付之事	○今川要作 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高45石5斗8升2合5勺、この取米9石1斗8升2合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高173石7斗3升2合5勺、この取鏝85貫479文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鏝825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鏝400文、③外:2升出目米。鉄炮役(鏝)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林それぞれ1ヶ所、○納合:米10石3斗9升9合、永671文6分、鏝87貫204文、丑より未まで7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
196 A2- 75	C 1	安政5年12月 (1858年)・午	午御年貢皆済目録	○今 要作 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石7斗7合、この米は、3分1石代と3分2石代に分けられ、代永納。鏝86貫704文→代永)、口米(永)、小物成(鏝→代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永・米→代永)、辰より丑迄20ヶ年賦急夫食代・再夫食代拝借返納、○納合:永46貫281文8分、外に、包歩銀・下賃=212文1分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コ ピー
197 A2- 34	C 1	安政6年10月 (1659年)・未	未御年貢可納割付之事	○今川要作 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫850文・5石代)、この内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高45石5斗8升2合5勺、この取米9石1斗8升2合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高173石7斗5升2合5勺、この取鑿85貫679文、②新田:(1)村新田高2石5斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿402文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ、○納合:米10石3斗9升9合、永671文6分、鑿87貫404文。丑より未迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
198 A2- 35	C 1	万延元年10月 (1860年)・申	申御年貢可納割付之事	○今川要作 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高45石5斗8升2合5勺、この取米9石1斗8升7合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高157石5斗9升8合、この取鑿85貫159文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ。○納合:米10石4斗4合、永671文6分、鑿86貫884文、申より寅年迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
199 A2- 76	C 1	万延元年12月 (1860年)・申	申御年貢皆済目録	○今 要作 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石7斗1升2合、この米は3分1石台と3分2石代に分けられ永納)、口米→永納、本途(鑿86貫384文を代永21貫596文)、小物成(鑿→代永)、口鑿→代永、酒造冥加永、高掛三役(永、米→代永)、辰より丑迄22ヶ年賦の急夫食代・再夫食代押借返納(永)、○納合:永46貫991文3分、外に、包歩銀・下賃=永215文4分が加わる。		原本	状	1	○	上:113 下:76
200 A2- 36	C 1	文久元年10月 (1861年)・酉	酉御年貢可納割付之事	○川上猪太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高224石2斗7升5合(永44貫855文・5石代)、内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高45石5斗8升2合5勺、この取米9石1斗8升7合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高172石5斗、この取鑿84貫91文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升=有高、この取鑿825石、(2)山畑新田高5斗(永100文、5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつ、○納合:米10石4斗4合、永671文6分、鑿85貫815文。当酉年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113
201 A2- 77	C 1	文久2年3月 (1862年)・戌	酉御年貢皆済目録	○川 猪太郎 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米9石7斗1升2合・これは3分1石代と3分2石代に分けられ代永納)、口米(永)、本途(鑿→代永)、小物成(鑿→代永)、口鑿(代永)、酒造冥加永、高掛三役(米→代永、永)、辰より丑迄22ヶ年賦急夫食・再夫食代押借返納(永)、子より午迄10ヶ年賦開削手当押借返納(永)。○納合:永48貫165文9分、外に、包歩銀・下賃=永220文4分が加わる。		原本	状	1		上:113
202 A2- 37	C 1	元治元年10月 (1864年)・子	子御年貢可納割付之事	○伊奈半左衛門 ●遠江国榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、内訳:(1)田高57石2斗5升9合5勺、この有高40石1斗9升2合5勺、この取米8石1斗1合、(2)畑高217石1升5合5勺、この有高179石4斗8升1合、この取鑿85貫571文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、取鑿400文、③2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・高林1ヶ所ずつあり、○納合:米9石2斗5升6合、永671文6分、鑿87貫295文。申より寅迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
203 A2- 78	C 1	元治2年3月 (1865年)・丑	子御年貢皆済目録	○伊奈半左衛門 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、この年貢は次の通り、本途(米8石5斗6升4合、これを3分1石代と3分2石代にわけて代永納)、口米→代永、本途(鑿86貫795文→代永)、小物成(鑿→代永)、口鑿(代永)、酒造冥加永、口永、高掛三役(永・米→代永)、御樽木棚積役金(永)、酉より午迄10ヶ年賦開作手当押借返納(永)、ここまで合永69貫276文2分、外に、川々国役金加わり、合永:71貫20文1分。		原本	状	1	○	上:113 下:76
204 A2- 38	C 1	慶応3年10月 (1867年)・卯	卯御年貢可納割付之事	○田上寛蔵 ●遠州榛原郡拔里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永54貫855文・5石代)、この内訳:(1)田高59石9斗2升6合5勺、この有高42石8斗5升9合5勺、この取米8石5斗4合、(2)畑高214石3斗4升8合5勺、この有高196石8斗1升4合、この取鑿86貫822文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取鑿825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取鑿400文、③外:2升出目米、鉄砲役(鑿)、酒造冥加永、高掛三役(米・永)、御林・竹林1ヶ所ずつあり。納合:米9石6斗5升2合、永671文6分、鑿88貫547文。当丑迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1		上:113

通し 番号 整理 番号	分 類	年号 年 月 日 西暦( )・干支	標 題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘 要	備 考	原・ 写区 別	形 態	数 量	撮 影	箱番号 上:原本 下:コピー
205 A2- 39	C 1	明治2年10月 (1869年)・巳	巳御年貢可納割付之事	○静岡郡政御役所 ●遠州榛原郡抜里村名主・組頭・惣百姓	①村高274石2斗7升5合(永56貫855文・5石代)、内訳:(1)田高59石9斗8升6合5勺、この有高42石8斗5升9合5勺、この取米8石5斗4合、(2)畑高214石3斗4升8合5勺、有高176石8斗1升4合、この取籾86貫822文、②新田:(1)村新田高2石8斗8升(永576文・5石代)=有高、この取籾825文、(2)山畑新田高5斗(永100文・5石代)=有高、この取籾400文、③外:2升出目米、鉄砲役(籾)、酒造冥加永、夫米金納(永)、夫米(当分増助郷高定免・米)、夫金(永)、○納合:米9石6斗8升2合、永671文6分、籾88貫547文。卯より酉迄7ヶ年定免、納期12月10日。		原本	状	1	○	上:113 下:76
206 A2- 79	C 1	明治3年4月 (1870年)・午	巳御年貢皆済目録	○静岡郡政御役所 ●遠州榛原郡抜里村名主・組頭・百姓代	村高277石6斗5升5合、これより年貢は次の通り。本途(米8石9斗9升、籾88貫47文→代永)、口籾(代永)、本途(籾→代永)、小物成(籾→代永)、口籾(代永)、酒造冥加永、口永、夫米金納(米→代永)、夫米金納(米→金納)、夫米(当分増助郷免除 米)、夫金(代永)、開作手当拝借返納(永)。○納合:米9石7斗8升5合、永25貫345文5分、外に、貯穀20分1 粃9升2勺(米4升5合1勺)。		原本	状	1	○	上:113 下:76
207 A2- 18- 2	C 1	欠 ・卯	卯仮免状	○欠 ●(遠州榛原郡抜里村)	①本田:米9石1斗7升7合、籾83貫702文、この内訳あり省略。②新田: (1)村新田籾825文、(2)山畑新田:籾400文、以下省略。		原本	状	1		上:113
208 A3 -1	B 1	宝永7年9月 (1710年)・寅	遠州榛原郡葛箆村新畑御 改帳	○葛箆村名主:治太夫・熊之助、組頭:久左衛門・平兵衛 ●鈴木小右衛門手代:関戸条左衛門・同:酒井伊兵衛	場所:・嶋道またき「6間×4間、畑24歩、与兵衛」、外、同地に4名分、・あらすな「5間×4間、畑20歩、忠右衛門」、この外、同地に21名、・高ふち「5間×4間、畑2畝歩、平兵衛」、この外、同地に5名、計30名分、この畑合計2反2畝7歩、これは当年の切開新畑に相違なし、として役所に報告したもの。手代の関戸と酒井が奥印して、折り返し葛箆村名主・百姓に当帳面を与えている。		原本	横帳	1		上:11 3
209 A3 -2	H 2	延享2年8月 (1745年)・丑	遠江国榛原郡葛箆村川除 御普請仕来明細帳	○大草太郎左衛門様御代官所遠江国榛原郡葛箆村名主:沢太夫・同武次右衛門、組頭:源兵衛・同久左衛門・同平左衛門・同三郎兵衛、百姓代:七左衛門・今三郎 ●御普請方御役人中	この村の普請に関わる川は2つ、それは①大井川:当村の内、川丈2397間、川巾100間～200間、内、3町10間程は堤、325町は山嶺、元禄11年～宝永4年の10年間、長谷川藤兵衛代官所の時普請あり。宝永5～享保2年の10年間、能勢権兵衛代官所の時普請あり。以下10年単位に代官と普請の年限を上げ、その時の材料・人足・入用金等を記載している。	丁数8枚	原本	縦帳	1		上:11 3
210 A3 -3	H 2	寛政3年3月 (1791年)・亥	内郷川除御普請出来形帳	○遠州榛原郡葛箆村名主:作之右衛門、組頭:三郎兵衛、百姓代:七左衛門 ●御普請役:長岡亀吉・足立長蔵・星野瀬助	葛箆村は高176石7斗3升5合の村高、この村の字小嶋・字まかと・字地代の3ヶ所の普請を実施した。その際必要経費、人足(人数)、藤つる、粗朶、大工(人数)、蛇籠等を具体的に記載して報告したもの。普請役がこの出来形帳を検閲して、異常なしとして村に帳面を返した。	丁数7枚、同年の出来形帳がもう1刷綴じてある。	原本	縦帳	2		上:11 3
211 A3 -4	H 2	寛政3年3月 (1791年)・亥	内郷川除御普請出来形帳	○遠州榛原郡葛箆村名主:作之右衛門、組頭:三郎兵衛、百姓代:七左衛門 ●なし	内容は上記通し番号210(整理番号A3-3)と同じもの。	丁数8枚	原本	縦帳	1		上:11 3
212 A3 -5	H 2	寛政5年3月 (1793年)・丑	川除御普請出来形帳遠州 榛原郡葛箆村	○葛箆村名主:作之右衛門、組頭:三郎兵衛、百姓代:七左衛門 ●御普請役:柏原由右衛門	村高176石7斗3升5合の葛箆村の普請完了後の報告。その普請場所は字小嶋・字石風呂地、字まがとの3ヶ所。それぞれ堤切所の規模を挙げ、それに伴った費用を上げている。大工30人、人足778人8分、雑木本数、粗朶数等、細目で示し、合計金額31両2分・永118文8分と、報告している。そして同帳に、辻甚太郎手代内郷仕立掛の佐々木達次、有本忠八、柏原由右衛門の奥書があり、連書している。	丁数12枚	原本	縦帳	1		上:11 3
213 A3 -6	H 2	享和3年2月 (1803年)・亥	内郷川除御普請 出来 形帳 榛原郡葛箆村	○葛箆村名主:作之右衛門、組頭:三郎兵衛、百姓代:七左衛門 ●中泉御役所	中聖牛4組に要した雑木・唐竹等のサイズ・本数・費用・人足、笈牛に要した雑木・唐竹・人足の数・費用、蛇籠に要した竹代等を掲げ、最後に、人足54人、金8両、永165文8分、と報告している。	丁数7枚	原本	縦帳	1		上:11 3
214 A3 -7	H 2	文化4年12月 (1807年)・卯	大井川通川除御普請仕様 帳 榛原郡葛箆村	○葛箆村 ●なし	大井川通り、中聖牛8組、笈牛4組、蛇籠34本・60本の金額・人足数を書き上げる。結局、計:永15貫760文8分、人足173人8分、とあり、以上が普請の計画となっている。		原本	縦帳	1		上:11 3
215 A3 -8	H 2	文化5年正月 (1808年)・辰	大井川通内郷川除御普請 出来形帳 榛原郡葛箆村 下書扣帳	○葛箆村名主:作之右衛門、組頭:三郎兵衛、百姓代:七左衛門 ●松下内匠様御役所	大井川通り、中聖牛8組、笈牛4組、蛇籠34本と60本、これらの場所、必要雑木、竹等を掲げ、合計:金永15貫768文8分、人足176人8分、かかったと報告したもの。		原本	縦帳	1		上:11 3